

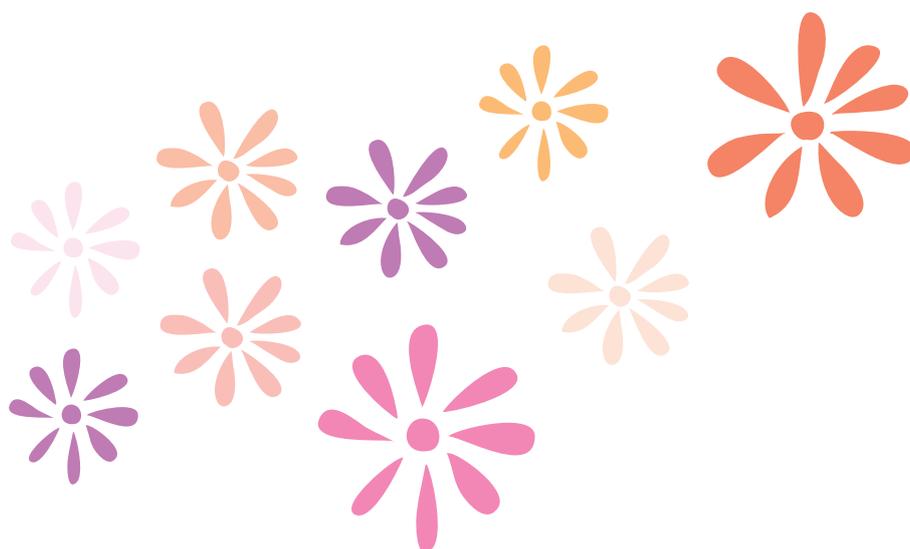
基 本 構 想



第1章



まちづくりの基本方針



1 将来都市像

「人がつどい、まちが輝く、 快適環境実感都市」

本市の目指す将来都市像を、引き続き「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」とし、そのさらなる発展のためのまちづくりのスローガンとして、

～創ろう 最上のまち 西条を！～

を掲げ、新たなまちづくりに全力で取り組むこととします。

その目指すまちの姿は、

- (1) 美しい石鎚山や燧灘の豊かな自然の恵みを受けて、全ての人々が住み慣れた地域で、安心して暮らしている。
- (2) 市民、企業、行政が、それぞれの持てる力を十分に発揮し合い、共に手を携えて地域の元気を生み出している。
- (3) 人・もの・情報が集い、本市の持つ地域資源が生活の豊かさや地域の活性化に結び付いている。

このような魅力あふれる西条市を目指して、これからのまちづくりを進めていきます。

2 将来の目標人口

平成22年（2010年）国勢調査における本市の総人口は112,091人で、前回の平成17年（2005年）国勢調査人口から1,280人減少しました。

また、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計によると、今後も人口の減少は続き、平成37年（2025年）の本市総人口は102,142人になると予測されています。

こうした人口減少傾向に対し、目標年次である平成36年度における本市の総人口については、産業振興による就業機会の拡大や、子どもを産み育てやすい環境の充実など、あらゆる施策を駆使して多様な世代の定住を促進することにより、112,000人を維持していきます。

3 土地利用

土地利用については、これまでの土地利用計画や区域区分（線引き）の廃止による動向を踏まえつつ、本市の社会的、経済的、自然的条件に十分配慮しながら適切に取り組んでいきます。

（1）基本的な考え方

①将来都市像に整合した土地利用の推進

水辺環境、森林、里山などの豊かな自然環境の保護や、快適な環境を保全するとともに、公害などの発生を防止し、交通の利便性や周辺地域との調和など本市の立地条件を十分に踏まえつつ、将来都市像と整合のとれた土地利用を推進します。

②広域的に秩序と均衡ある土地利用の推進

快適でうるおいのある居住環境を確保するために、無秩序な開発や土地利用を規制して、自然環境や水資源を保全するとともに、全市規模での均衡ある発展に十分配慮しながら、適切かつ計画的な土地利用を推進します。

(2) 土地利用の方針

土地利用の基本的な考え方や都市再生の観点も踏まえ、次のような方針で土地利用に取り組みます。

①住宅ゾーン

定住を促進し、目標人口を達成するためには、優れた居住環境の確保が不可欠です。住宅としての土地利用にあたっては、交通の利便性や、商業施設・福祉施設等の生活利便施設の立地など、地理的条件を十分に考慮して計画的に配置することとします。また、人口減少の著しい既成市街地においては、都市再生による住宅環境の向上を図ります。

②商業・業務ゾーン

既存の市街地への立地を継続していくことを基本とします。また、特に商業系の利用については、日常の生活利便性の確保という観点から、住宅機能との連携を推進します。

③工業ゾーン

まとまった工業系の用途については、住工分離を原則として、主に臨海部における立地とします。また、内陸部においては、住宅地周辺的生活環境の保全に配慮しながら、適切な立地を促進します。

④農業ゾーン

農業への土地利用は、第1次産業の基盤としての機能とともに、自然環境の保護や水資源の保全にも直結するものです。農業振興に必要な農地を守りつつ、幹線道路周辺等の農地については、農業振興や都市計画との調整を図りながら、有効な利用について検討していくこととします。

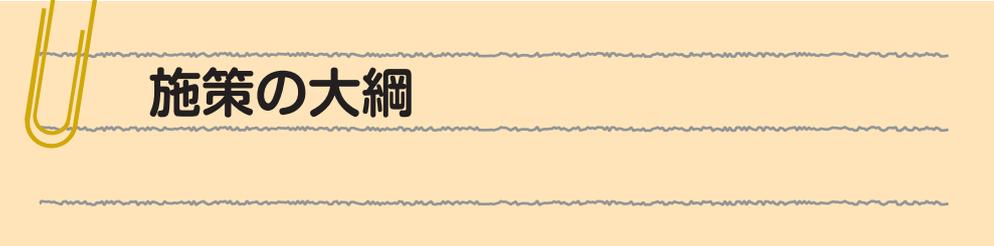
⑤自然環境保全ゾーン

山間地域、海浜、自然林等、自然系の土地利用については、今後とも保全を基本にします。また、特に森林については、水源のかん養機能^{*}及び自然災害の抑止機能など、その多面的な機能を確保します。

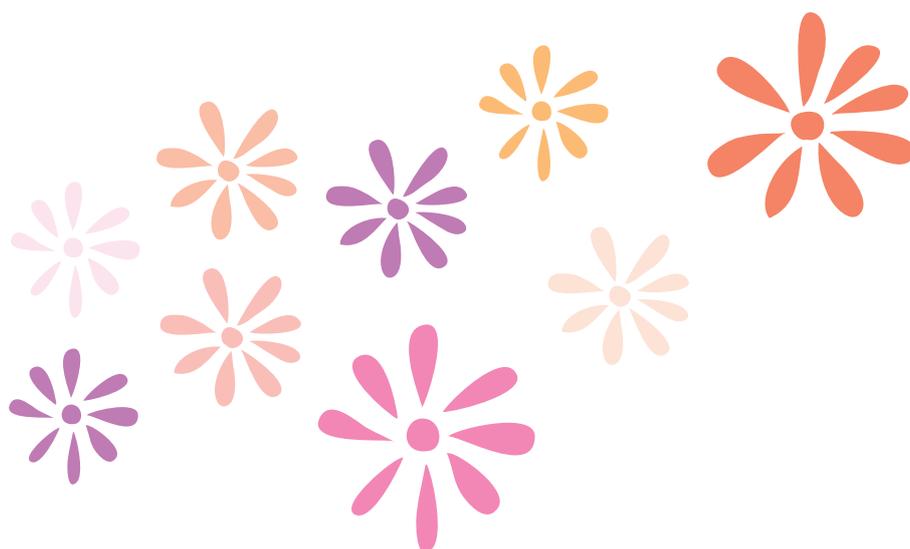
^{*}水源のかん養機能
洪水や濁水を緩和し、水質を浄化する機能。



第2章



施策の大綱



本計画では、まちづくりの基本目標を次の6つのおりとし、将来都市像の実現に向け、様々な施策を推進します。

1 健やかに生き生きと 暮らせる福祉のまちづくり

(1) 健康づくりの推進

誰もが健康で豊かな生活を送ることができる活力ある地域社会の実現に向け、市民の健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図るため、ライフステージに応じた健康づくりのための施策を推進します。

また、自らの健康や家族の健康を守る主体的な活動を支援し、保険制度の円滑な運営に努めます。

さらに、えひめ国体を契機に交流人口の拡大に努め、市民のスポーツ競技力の向上を目指すとともに、誰もがスポーツやレクリエーションに親しむことができる環境づくりに取り組みます。

(2) 福祉の充実

人口構造が変化し、家族や地域における人間関係の希薄化が懸念される中、高齢者や障害者をはじめ誰もが住み慣れた地域で生活できるよう、お互いに支え合うことのできる社会の構築に努めます。

また、誰もが地域社会の一員として、生きがいを持って安心して生活ができるまちづくりを目指します。

さらに、民生委員・児童委員やボランティア団体等と連携を強化し、地域福祉活動を積極的に推進します。

(3) 子育て環境の充実

少子化や核家族化、女性の社会参加が進むなど、子育て環境が変化する中、次代を担う子どもと子育て家庭を地域全体で支え合うしくみを構築します。

また、多様化する保育ニーズに対応するため、相談体制を強化するとともに、現行の保育サービスの見直し・充実を図ります。

さらに、すべての家庭が安心して子育てできるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに地域の子育て環境の整備を図ります。

(4) 医療体制の充実

新医師臨床研修制度の影響により医師の都市部への偏在と診療科の偏在が顕著になり、医師不足が大きな問題となっています。

こうした中、引き続き医師確保に努めるとともに、近隣地域との救急医療体制を構築し、医療サービスを安心して受けられることができるよう、関係機関との連携を図り、地域医療体制の維持・充実に努めます。

また、市民の医療ニーズを的確に把握し、適切な医療費の助成を通じて福祉の向上を目指します。

2 豊かな自然と 共生するまちづくり

(1) 自然環境の保全

石鎚山から河口干潟、燧灘まで多様性にあふれる自然生態系は西条市の恵まれた資源であり、次の世代に引き継いでいきます。

そのために、無秩序な開発を抑制し、自然生態系や希少生物の保全に取り組みます。

また、市民一人一人がその貴重な財産に気づき、自ら行動して保全活動に参加できるよう、実践的な環境教育を推進します。

(2) 水資源の保全

地下水を含む水資源は、市民の暮らしや産業及び観光に欠かすことのできないものであり、地域の経済発展との均衡に配慮しながら、全市民の積極的な水資源保全への取り組みが求められています。

地下水の流動が水循環の一部を構成していることから、地域の共有の財産「公水」であるという認識に立ち、地下水を様々な脅威から守り、育み、適正に利用して、健全で持続可能な水循環システムを未来へ継承していかなければなりません。

そのため、水資源強化策である保水（土）能力の高い森林の整備や地下浸透機能の向上に取り組むほか、水資源の質と量の調査・監視を行い、水利用における条例等を策定します。

(3) 生活環境の整備

快適な暮らしを守るために、騒音・大気汚染・水質汚濁・悪臭等の公害防止に努めるとともに、廃棄物の適正な処理、3 R[※]の促進による循環型社会の構築、不法投棄の防止等といった、環境に配慮しゼロエミッション[※]を目指した施策を、市民・企業・行政が一体となって推進します。

また、生活排水及び事業所排水対策等に取り組みます。

更には、河川や道路等の公共の場の環境美化に積極的に取り組み、安全で、美しさとうるおいを感じる生活環境を創造します。

(4) 環境資源を活かした地域づくり

本市の恵まれた自然環境をまちづくりに活かし、対外的にアピールをすることにより、地域のイメージの向上を図ります。

恵まれた水資源については、水を活かした都市環境の形成をさらに推進し、「水の都」の魅力のアピールします。

また、石鎚山系などの自然環境を利用したエコツーリズム[※]の推進を支援します。

さらに、省エネルギーや新エネルギー[※]の利用を推進し、地球温暖化の防止や環境への負荷の少ない地域社会の形成を目指します。

(5) 上下水道の整備

安心して快適な生活環境の創造を目指して、上水道については、安全でおいしい水を安定的に供給するために、地震対策や老朽化した施設の更新などを計画的に進め、下水道については、計画的な整備と普及促進を図り、アセットマネジメント[※]の導入により効率的かつ効果的に施設を管理・改築していきます。

また、上下水道共に経営の健全化・効率化を推進し、経営基盤の強化を図っていきます。

※ 3 R

リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の略。

※ゼロエミッション

生産活動に伴い発生するごみや排熱を、他の生産活動の原材料やエネルギーとして利用し、生産・流通・消費・廃棄のプロセスを再編成することによって、個々の産業で生じる廃棄物を社会全体としてゼロにしようとする考え方。

※エコツーリズム

エコロジーとツーリズムを組み合わせた造語。動植物などの自然資源に恵まれた地域で、自然環境との共存を図りながら、自然観察を行ったり、昔の生活や歴史を学んだりする新しい形の観光。

※新エネルギー

太陽エネルギーや風力エネルギー等の自然エネルギーや、メタノール・天然ガス等、燃焼時に有害物の排出が少ないエネルギー等、環境への負荷が少ないエネルギーの総称。

※アセットマネジメント

施設の中長期的な損傷・劣化等を予測し、計画的かつ効率的な維持管理を行う考え方。

3 快適な都市基盤のまちづくり

(1) 交通体系の整備

道路については、幹線道路（小松バイパス整備・今治小松自動車道全線開通等）の早期実現を要望するとともに、国道11号・国道196号・主要地方道壬生川新居浜野田線などの主要幹線道路とのアクセス道路の整備を促進します。さらに、生活道路の整備についても、計画的かつ効率的な道路ネットワークを推進します。また、国道194号については、瀬戸内海側と太平洋側を結ぶ幹線道路であり、災害時には緊急輸送路としての機能が重要となってくることから、利用促進による沿線の活性化を図ります。

鉄道網については、四国における高速鉄道ネットワーク整備の早期実現に向け、県など関係機関と引き続き一体となって取り組むとともに、市内移動手段としての利用啓発に努めます。

海上交通については、愛媛県で唯一の関西航路フェリーが発着する東予港の機能強化を目指すとともに、海上ルートと道路ネットワークとの連携を図ります。

市内の移動の円滑化を推進するため、自ら移動手段を持っていない交通弱者に対しては、利便性を失うことのないよう、公共交通機関の拡充を図ります。

また、交通体系の維持管理においては、今後、急速な老朽化や南海トラフ巨大地震に対応するため、道路ストックや橋梁のアセットマネジメント※を行い、計画的に長寿命化対策や耐震補強を実施します。

※アセットマネジメント
施設の中長期的な損傷・劣化等を予測し、計画的かつ効率的な維持管理を行う考え方。

(2) 市街地整備

都市基盤については、市民と企業がともに満足できるよう、継続して充実していく必要があります。その際には、障害の有無や年齢にかかわらず、全ての人にやさしいユニバーサルデザイン[※]の考え方を持ったまちづくりを進めるとともに、循環型社会の構築を推進するために、木材を活用したまちづくりにも取り組みます。

駅周辺等の市街地については、公共施設整備や街路整備を通じて、快適な都市環境を形成し、民間活力の誘発を支援します。

※ユニバーサルデザイン
年齢や身体状況などにかかわらず、誰もが安全に使いやすく、わかりやすい暮らしづくりのために、製品や環境・サービスを設計する考え方。

(3) 港湾・河川の整備

産業活動及び地域の物流を支える拠点港として重要な役割を果たしている東予港について、港湾計画に基づき、耐震強化岸壁など港湾施設の早期着工・早期完成を目指します。

市管理河川・水路などについては、家屋の浸水被害の防止や軽減を図るため整備・改修を行います。

(4) 公園・緑地の整備

都市公園については、市民が親しみやすい施設として整備するとともに、安らぎと憩いの空間としての機能や、防災拠点としての機能の拡充に努めます。さらに、遊具や公園施設の維持管理についても、計画的に修繕や更新を行い、安全性の確保を図ります。

(5) 住宅・宅地の整備

木造住宅の耐震化を推進するなど既存住宅の安全性を確保するとともに、公営住宅の計画的な整備・充実を図り、良好な住宅環境を形成します。

4 災害に強く安全で 安心して暮らせるまちづくり

(1) 防災・減災対策の強化

風水害や津波、南海トラフ巨大地震等に備えて、防災・減災対策の強化や防災基盤の整備など、安全・安心なまちづくりを進めることが重要です。

市内全域における情報の的確な収集と、住民への迅速な伝達手段の構築を図るほか、山間部や沿岸部、河川流域など災害が発生する可能性が高い地域においては、優先的に必要な対策を講じます。

併せて、教育施設を含む地域の身近な公共施設については、耐震化や災害対応機能の強化を図り、災害時の避難場所としての機能を果たせるようにします。

また、平時における市民一人一人の、防災・減災意識の醸成が重要であることから、防災教育や防災訓練、広報活動等を通じて、意識啓発と知識の普及に努めます。

さらに、大規模な災害発生時に迅速に対応できるよう、消防・救急・救助体制を強化するとともに、“自助・共助”の中核を担う消防団や自主防災組織の強化及び結成促進や、様々な分野の企業・団体との災害時応援協定締結に取り組み、地域の防災力向上に繋げていきます。

(2) 防犯対策の推進

地域ぐるみの防犯活動を推進するため、市民・警察・学校・防犯協会等の関係団体と連携しながら、防犯パトロールや啓発活動に取り組むと共に、各自治会等が行う防犯灯の設置・維持を支援します。

また、消費者の安全・安心な暮らしを実現するため、専門の相談員による相談活動と併せて、消費者教育・啓発活動に取り組み、多様化・複雑化する消費者トラブルの防止に努めます。

(3) 交通安全対策の推進

市民の交通安全意識の高揚を図るため、警察・交通安全協会等の関係団体との連携を図り、交通安全運動の街頭キャンペーン活動や高齢者、子どもを対象とした交通安全教室など各種啓発活動の実施に努めます。

また、交通事故多発交差点や危険箇所等の交通安全施設を整備・充実し、交通事故の未然防止を図ります。

5 豊かな心を育む

教育文化のまちづくり

(1) 学校教育の充実

学校教育を生涯学習の基礎と位置づけて、知・徳・体の調和がとれ、「生きる力」を持った心豊かでたくましい人材の育成を目指し、児童生徒一人一人の確かな学力の向上と自主性や創造性・協調性を伸ばすための学校教育に取り組みます。

また、地域の特性を活かした個性ある教育を進めるとともに、地域の人材の積極的な活用にも取り組むなど、家庭や地域社会との連携を図りながら、地域社会に開かれた教育を目指します。

(2) 地域文化の継承・形成

これまでに育まれてきた市民文化を大事にしながら、現在も取り組まれている芸術文化活動を支援するとともに、より質の高い芸術に触れる機会を創出することにより、地域の芸術水準の向上を目指します。

また、水や和紙といった、地域それぞれの特長や特産を融合しながら、一体感を感じさせるような文化の形成を進めます。

(3) 歴史文化の保全・活用

郷土が生んだ偉人の顕彰や、史跡・美術工芸品・民俗資料ほか文化財の保全に努め、それらを広く紹介するための施策や施設の充実に取り組みます。

また、元気のあるコミュニティづくりのために、「西条まつり」など、これまで各地域で培われてきた伝統的な祭事や芸能の保存、情報発信の拡大に努め、それらのイベント相互の連携を進めます。

(4) 社会教育の充実

市民一人一人が、それぞれのライフステージにおいて、自らの能力や適性、意欲に応じて学ぶことができる、より多様な学習機会の提供に努めます。

また、地域社会における「人づくり」のための教育力を向上させるとともに、市民の誰もが、生涯学習を通じて得た知識や能力を、社会に還元することができるような「しくみづくり」を推進します。

さらに、それらの生涯学習活動を推進し教育施設の利用促進を図るために、必要な公共施設の整備充実にも取り組みます。

(5) 人権・同和教育の推進

同和問題をはじめ、様々な人権問題を解決し、すべての人々の人権が尊重・保障される明るく住みよい地域社会の実現を目指します。

そのために、市民一人一人に広く人権感覚が浸透するよう、人権・同和教育を充実していきます。

また、日常生活において、お互いの人権を尊重し行動することが文化として定着するよう、人権文化のまちづくりに関する施策を総合的に推進します。

6 活力あふれる

産業振興のまちづくり

(1) 農業の振興

食料の安定供給をはじめ、国土の保全や良好な景観の形成など多面的機能を担っている農業・農村の活性化を図り、高い生産性と収益性を持つ「安定した強い農業」と「美しく活力ある農村」の実現を目指します。

そのために、農業生産基盤の整備や営農支援を行い、担い手への農地集積を進めるとともに新規就農者の確保・育成にも積極的に取り組みます。

また、「地産地消」と連携した「食育[※]」を促進するとともに、新技術の活用や高付加価値化による農産物のブランド化、医療・福祉との連携や海外輸出など時代の流れを見据えた多種多様な農産物の販路拡大等を推進します。

そのほか、農業と観光とが連携したグリーン・ツーリズム[※]など、農業に関心を持つ市民や観光客に向けた取り組みも進めます。

(2) 林業の振興

森林の有する水源かん養[※]や土砂流出防止など多面的機能を持続的に発揮させていくため、造林や育林などの事業活動及び担い手の育成を支援するとともに、森林整備を行い森林所有者等への啓発を進めます。

また、経営の安定化を図るために、高性能機械の導入支援や林道・作業道など林業生産基盤の整備を推進します。

併せて、木材の新たな活用方法の開発や、未利用のまま林地に残置されている間伐材を活用した木質バイオマス[※]の循環利用など、木材の利用拡大を図ることにより、林業の成長産業化を推進します。

さらに、地元産材を利用した公共施設や住宅の整備などを推進することにより、林業の経営基盤の充実・強化に努めます。

※食育

食の大切さを知り、身体や心の健康を育むこと。

※グリーン・ツーリズム

農山漁村などに滞在し、農林漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地域の人々との交流を楽しむ旅のこと。

※水源かん養

洪水や濁水を緩和し、水質を浄化すること。

※木質バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のうち木材からなるもの。（樹木の伐採や造材の際に発生する枝や葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑など）

(3) 水産業の振興

内海沿岸漁業の特性を活かした水産業の振興を図るために、漁港や漁業関連施設の整備を図るとともに、魚介類の種苗放流や藻場づくり、漁場の清掃など、水産資源の確保と漁場環境の保全に取り組みます。

また、水産業経営の安定を図るため、漁具等の近代化や新技術の活用及び漁業後継者の育成を支援します。

さらに、地元で獲れた水産物の地産地消を推進するとともに、魚食普及活動や観光と連携した取り組みを行うなど、市民が水産業に関心を持つ機会を創出します。

(4) 企業活動の活性化（ものづくり産業の振興）

本市経済の持続的な発展と安定的な雇用の創出を図るため、企業が立地しやすい環境を整えるとともに、高付加価値型産業など多彩な分野の企業誘致を図ります。

また、既存企業の操業環境の向上、設備投資に対する優遇制度を強化するなど、企業留置対策を講じます。

さらに、中小企業が事業の継続や発展に向けた経営体質の強化・改善を図ることができるようにするため、開発・販売・人材育成など様々な観点から総合的支援を行い、ものづくり産業の活性化を図ります。

(5) 商業の振興

市街地の拡散や商業機能の郊外化が進む中、秩序ある商業圏域の形成を図るとともに、各地区商店街や周辺商業地については、商工関係団体等と連携しながら地域が持つコミュニティ機能や安全・安心機能を強化し、にぎわいのある新しい商業施設として再生を図ります。

また、高齢化や人口減少などにより問題が顕在化する買い物弱者対策に取り組み、消費者が安心して買い物ができる仕組みづくりを目指します。

※産学官金連携

産（産業界＝民間企業）、学（教育・研究機関）、官（行政）に加え、地域の金融機関が連携をはかること。

※総合6次産業都市

農産物の生産から加工・流通までの機能を単一の地方都市へ集約した都市のこと。

1次産業（農林水産業）×2次産業（食品加工）×3次産業（流通・観光）＝6次産業（総合産業）

※インバウンド観光

外国人旅行者を誘致すること。

（6）新規産業の創出

地域経済の持続的発展を実現するため、西条産業情報支援センターを拠点とした産学官金連携[※]や農商工連携のもと、豊富な地域資源を活かした地域内発型の産業創出や起業支援、技術交流等により新規産業の育成支援や既存産業の新規分野への事業展開支援に取り組みます。

また、第一次産業から第三次産業までの有機的な連携による「総合6次産業都市[※]」を目指すとともに、本市の豊かな水資源や自然環境など地域の特性を活かした新規産業の育成にも積極的に取り組みます。

（7）観光産業の創出

本市の豊かな自然や歴史・産業・名水に育まれた産物などの観光資源を活用した魅力的な観光ルートを確立し、広く情報を発信します。

また、来訪者の多様なニーズに対応できるよう観光拠点の整備を図るとともに、再び本市を訪れたいと思ってもらえるよう、市民が「おもてなし」の心で来訪者と交流を深めるなど受け入れ体制を充実し、国内観光客だけでなくインバウンド観光[※]の推進を図り観光客の増加に繋がります。

（8）産業人材・雇用環境

西条産業情報支援センターや商工団体などとの連携のもと、地域の産業を担う人材の発掘・育成に取り組みます。

企業間・異業種間での情報交流や技術交流、幅広い人材のマッチングを通じて、中小企業を中心とした雇用環境の改善を支援することで地域企業の価値を高め、成長できる環境づくりを目指します。

（9）西条の価値や魅力の向上（まちのブランド化）

優位性・独自性のある地域特有の資源を掘り起こし、積極的に全国に発信することにより、西条ブランドの定着化と様々な市場での優位性の確保に努めます。

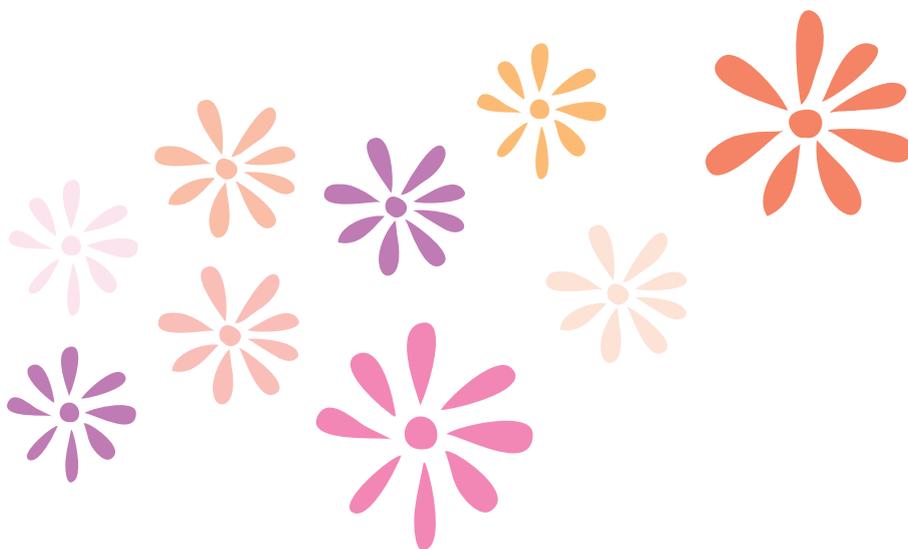
また、西条ならではの特産品開発を推進し、西条ブランド戦略による効果を農林水産業や観光など多方面へ波及することにより、地域経済の活性化を図ります。



第3章



構想の実現に向けて



1 協働のまちづくりの推進

※NPO法人

特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体であり、福祉、教育・文化、環境、まちづくりなど、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

協働のまちづくりとは、行政・市民・自治会・NPO法人^{*}・企業など多様な主体が目標を共有し、お互いの立場や特性を理解し、対等な立場で連携・協力してまちづくりに取り組むことです。

市民の意見を、まちづくりや行政施策の意思決定過程に反映する上で、特に必要となる「対話」の場づくりを進めるとともに、市民がまちづくりに参画し、自らの責任と選択に基づいて行動できるよう、市政に関する情報を積極的に発信します。

また、より多くの市民がそれぞれの個性を活かし、互いを尊重しながら、連携協力して地域が抱える様々な課題等の解決に取り組んでいけるよう、NPO法人やボランティア団体などの活動を支援し、市民活動の活性化を図ります。

さらに、行政職員においては、協働のまちづくりに対応できる能力の向上や意識改革を図ります。

2 地域コミュニティ活動の促進

防災や高齢者の自立支援、また青少年の健全育成や交通安全など、地域社会の中で取り組み、解決していかなければならない課題は増えており、地域コミュニティの活動や役割は、ますます重要なものとなっています。

各地域の均衡ある発展や、市民参画による魅力的で元気あふれるまちづくりを展開していくためにも、自治会などの地域コミュニティ活動を支援します。

また、まちづくりの根幹を担う市民主体の地域コミュニティ活動を促進するため、各地区の拠点となる公民館の機能強化に努め、コミュニティを単位とする市民自らが主体となった地域づくり活動を支援するとともに、地域住民やコミュニティ活動相互の交流を図ることにより、地域のさらなる融和と一体感の醸成を推進していきます。

3 時代の変化に 対応した地域づくり

高齢化の進展やグローバル化など時代の変化に対応しながら、全ての人々が、その能力を活かして地域づくりに参加できる地域社会であることが必要です。

様々な大学等研究機関と連携し、講座等を開催するなど市民が知識や情報を得る機会を創出し、地域課題の解決や地域資源の発掘、また、スポーツや健康、環境など多くの分野にわたり市民がまちづくりに参加できる地域づくりに努めます。

また、市民一人一人が個人として尊重され、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するため、抱えている課題に向き合いその解決策を探る実践的活動を展開するとともに、女性の社会参加と意思決定の場への参画拡大を支援するための仕組みづくりも推進していきます。

さらに、市民の国際理解や国際感覚の醸成を目指し、諸外国の人々との相互理解を深める取り組みを進めるなど、地域社会における異文化共生を推進します。

4 経営感覚のある 行財政運営の実践

社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応し、簡素で効果的な行政を実現するには安定した財政基盤が必要です。後世に大きな負担を強いることのないように、そして、市民サービスの大きな低下を来たさないように、市民の理解の下、行政改革を進め、財政の健全性を維持しなければなりません。

経営感覚のある行財政運営を実践するため、行政サービスの外部委託を進めるとともに、事務事業評価などにより、限られた財源の重点的配分や経費支出の効率化を徹底します。

また、職員の適正な人員配置に努めるとともに、能力開発の奨励などによる資質の向上を図り、市民サービスの向上や行政

※アセットマネジメント
施設の中長期的な損傷・劣
化等を予測し、計画的かつ効
率的な維持管理を行う考え方。

事務の効率化、さらには地方分権の進展に対応できるよう行政体制の強化を目指します。

加えて、公共施設のアセットマネジメント※を行い、修繕や長寿命化を進めるとともに、行政サービスの低下を招くことがないように配慮しながら、施設の将来的な統廃合についても検討していきます。

5 行政情報の運用

個人情報 を適正に管理するとともに、市政情報を公開することにより市民の知る権利を保障し、市政の透明性を高めます。

また、情報システムの有効活用により、市民サービスの向上と行政事務の効率化に努めるとともに、情報セキュリティの向上を図ります。

さらに、行政サービスの電子化を進め、行政事務の効率化を図るとともに、手続きの透明性を確保し、事務の迅速化を図ります。